

令和6年度善意銀行助成金 ご 案 内

1 目 的

高齢者、障がい者、子ども等への直接的な支援や、多世代交流及び地域における支え合い活動等の地域福祉活動を行う団体で、資金の確保が困難と認められる団体に対して、その費用の一部を助成することで地域福祉の推進を図ることを目的としています。

2 対象事業及び助成上限額（財源）

【助成事業①】

高齢者、障がい者、子ども等への直接的な支援や地域における支え合いの仕組みづくり等に関する事業

【助成上限額：10万円（財源：善意銀行寄附金）】

【助成事業②】

子どもから高齢者まで、だれもがともに支え合い、人と人とのつながりを感じ安心して暮らせる地域共生社会を実現するため、高齢者、障がい者、児童などの年齢や障がいを超えた交流や住民相互の支え合い活動を推進することを目的として実施する以下に該当する事業

- （i）活動に必要な物品等の購入
- （ii）活動に必要な住民向け研修の実施
- （iii）先進地の視察
- （iv）その他会長が特に必要と認める事業

【助成上限額：50万円（財源：善意銀行寄付金 1/5・大分県補助金 4/5）】

【助成事業③】

高齢者、障がい者、児童など、だれもが交流できる場や支え合い活動の拠点の確保のために、既存施設の改修、修繕等を行う事業

【助成上限額：50万円（財源：善意銀行寄付金 1/5・大分県補助金 4/5）】

★ 助成事業②及び助成事業③については、「大分県多世代交流・支え合い活動推進事業費補助金」の財源を利用しての助成となります。②③あわせて1～2団体への助成を予定しております。（原則として2以上の市町村を対象とするなど広域的な活動が対象となりますが、他に普及することが期待できる先進的活動についても対象となることがあります。）

3 助成対象団体

- （1）原則として1年以上の継続した活動実績があり、必要な資金の確保が困難かつ、原

則として**当年度及び前年度に助成実績のない**県内の団体。

(2) 子ども食堂を対象とする助成事業は、別途予定されていますので、**助成事業①、助成事業②については子ども食堂を運営する団体については対象としません。**

(3) 次のいずれかに該当する団体等は対象としません。

①宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体等

②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体等

4 助成対象経費

助成対象事業を実施するために真に必要な経費とします。ただし、大会の開催経費及び団体の通常の運営費（人件費（賃金）等）は対象外とします。

5 事業の実施期間

助成事業①については、助成決定通知受領後から令和7年2月28日（金）まで

助成事業②③については、助成決定通知受領後から令和7年1月31日（金）まで

6 募集期間

令和6年6月1日（土）～6月30日（日） ※ 土・日はお休みです。

7 申込方法

(1) 助成を受けようとする団体は、各助成事業に該当する申込書等に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、**郵送または持参にて**大分県社会福祉協議会総務・企画情報部までお申し込みください。

(2) 同一団体の申請は1事業に限ります。

8 助成決定

7月中旬に行う配分委員会の審査によって決定します。

9 事業完了報告

助成事業完了報告書を**事業完了（精算完了）後、1ヶ月以内**に提出してください。

10 その他

助成事業②③については以下が助成条件となります。

(1) 助成事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、大分県社会福祉協議会会長に報告し承認を受けること。

(2) 助成事業を中止、又は廃止する場合は、大分県社会福祉協議会会長に報告し、承認を受けること。

(3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合

- は、速やかに大分県社会福祉協議会会長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この助成金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、助成事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) この助成事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、大分県社会福祉協議会会長の承認を受けないで、助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ大分県社会福祉協議会会長の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (8) 大分県社会福祉協議会会長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を返金させることがあること。
- (9) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (10) 第3条第3項ただし書きの規定により助成金の交付申請をした場合は、第9条の規定による実績報告書の提出時に、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを助成金額から減額して報告すること。
- (11) 第3条第3項ただし書きの規定により助成金の交付申請をした場合は、第10条の規定による助成金の額の確定通知を受けた後において消費税等の申告により当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

【お問い合わせ・申込書提出先】

〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号
社会福祉法人大分県社会福祉協議会
総務・企画情報部 担当：柴田
TEL：097-558-0300